

日本プライマリ・ケア連合学会九州支部規約

〔 名 称 〕

第 1 条 本支部は日本プライマリ・ケア連合学会九州支部と称する。

〔 事務局 〕

第 2 条 本支部の事務局はブロック支部長の所属する県に置く。

〔 目 的 〕

第 3 条 本支部はプライマリ・ケアに関する学術の進歩と知識の普及を図り、プライマリ・ケアの充実、向上に努めると共に医療・保健・福祉の質的向上に寄与することを目的とする。

〔 事 業 〕

第 4 条 本支部は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会・勉強会・研究会等の開催
- (2) 研究支援
- (3) 日本プライマリ・ケア連合学会並びに関係諸団体との協力と連携
- (4) 多職種連携の推進
- (5) プライマリ・ケアを学ぶ研修医・学生への支援
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

〔 会 員 〕

第 5 条 本支部は九州ブロックの各県内に在住または在職する日本プライマリ・ケア連合学会会員をもって基本組織とする。

- 2 前項のほか、入会を希望するものは、役員の推薦により本支部の会員になることができる。

〔 入退会 〕

第 6 条 本支部への入会および退会は、所定の手続きにより行うものとする。

〔 経 費 〕

第 7 条 本支部の経費は、会費および寄付金等をもって支弁する。

〔 会員資格喪失 〕

第 8 条 会員は、次の場合にその資格を喪失する。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 会費の滞納が 1 年以上にわたるとき
- (3) 本支部の名誉を汚し、または本支部の目的に反する行為があったとき

(4) 死亡したとき

第 9 条 本支部に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) ブロック支部長 | 1 名 |
| (2) ブロック副支部長 | 若干名 |
| (3) 各県支部長 | 各 1 名 |
| (4) 各県副支部長 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

[役員を選出並びに業務]

第 10 条 ブロック支部長選出規程については別に定める。

- 2 ブロック支部長は支部を代表し、会務を統括する。
- 3 ブロック副支部長はブロック支部長が指名する。
- 4 ブロック副支部長はブロック支部長を補佐し、ブロック支部長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 ブロック副支部長・各県支部長は支部の企画、運営その他の会務の執行にあたる。
- 6 監事は各県支部長 2 名をセットにした輪番制として選任され、支部の業務全般及び会計を監査する。
沖縄県と鹿児島県、宮崎県と熊本県、大分県と福岡県、佐賀県と長崎県の順に選任し、担当県より推薦を頂く。

[役員の任期]

第 11 条 役員の任期は選出後最初の 4 月 1 日から 2 年間とし、再任を妨げない。

- 2 ブロック支部長及びブロック副支部長、監事は任期満了後であっても、後任者の選任があるまでは、その職務を行わなければならない。

[顧問]

第 12 条 本支部に顧問を置くことができる。

顧問はブロック支部長が委嘱する。

[功労会員]

第 13 条 九州プライマリ・ケア功労賞の被表彰者は九州支部功労会員となる。

表彰規約は別途定める。

[名誉会員]

第 14 条 本支部に名誉会員を設ける。

資格条件を以下に定める

1. 本会の発展に特別の功労があった者

2. 会長あるいは県支部長が推薦し、役員会と総会で承認する
3. 年会費を免除する

〔 会 議 〕

- 第 15 条 定時総会は毎年 1 回ブロック支部長が召集し、その議長となる。
2. ブロック支部長は随時役員会を召集し、本支部の運営にあたる。
 3. 役員会にはブロック副支部長・九州各県支部長及び九州支部監事が出席する。
また、九州選出の日本プライマリ・ケア連合学会全国区理事及び地域ブロック理事も出席し、意見を述べることができる。
 4. 本支部はこの会議に出席したブロック支部長及びブロック副支部長、監事、事務局に交通に係る費用を支給する。

〔 学術集会 〕

- 第 16 条 ブロック支部長は毎年 1 回以上学術集会（研究会）を開催する。
2. 学術集会は、選出された担当県支部長がこの運営にあたる。
 3. 学術集会の運営担当県は、九州ブロック支部役員会で選出される。

〔 会 計 〕

- 第 17 条 本支部の会計は会費およびその他の収入によって運用する。
会費は別途定める。
- 第 18 条 本支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

〔 規約変更 〕

- 第 19 条 本規約の変更は総会において決定する。

附 則

1. 本規約は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 1 回の役員の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。
3. 本規約は平成 17 年 1 月 30 日に一部変更施行する。
4. 本規約は平成 23 年 2 月 13 日に一部変更施行する。
5. 本規約は平成 25 年 2 月 11 日に一部変更施行する。
6. 本規約は平成 29 年 2 月 12 日に一部変更施行する。
7. 本規約は令和 2 年 2 月 23 日に一部変更施行する。
8. 本規約は令和 5 年 2 月 12 日に一部変更施行する。

細 則

- 第 1 条 会費は一人あたり年額

医師・歯科医師・薬剤師は 2,000円 とする。

その他のコメディカル等は 1,000円 とする。

第 2 条 学術集会および研究会等の開催については、別会計とする。